

規制改革推進会議（第26回） 議事概要

1. 日 時：令和7年12月24日（水）17:35～18:23
2. 場 所：総理大臣官邸4階大会議室（、オンライン）
3. 出席者：
(委 員) 林いづみ議長代理、富山和彦議長代理、
　　芦澤美智子委員、落合孝文委員、川邊健太郎委員、佐藤主光委員、
　　杉本純子委員、中室牧子委員、間下直晃委員、御手洗瑞子委員
(政 府) 高市早苗内閣総理大臣、木原稔内閣官房長官、城内実規制改革担当大臣、
　　岩田和親内閣府副大臣、金子容三内閣府政務官、尾崎正直内閣官房副長官、
　　佐藤啓内閣官房副長官、露木康浩内閣官房副長官、阪田渉内閣官房副長官補、
　　井上裕之内閣府事務次官、林幸宏内閣府審議官
(事務局) 内閣府規制改革推進室 阿久澤孝室長、福田誠次長、菱山大次長、
　　宮本賢一参事官
4. 議題：規制・制度改革の今後の検討課題について

○林議長代理

ただ今から、第26回規制改革推進会議を開催いたします。

本日は富田議長が御欠席のため、規制改革推進会議令第4条第3項の規定に基づき、代わりに進行を務めさせていただきます。また、本日は堀委員も御欠席です。また、富山議長代理は、オンラインで御参加いただいております。高市総理は後ほどいらっしゃいます。

それでは、初めに、城内規制改革担当大臣から御挨拶を頂戴いたします。

○城内大臣

林議長代理をはじめ、委員の皆様におかれでは、大変お忙しい中、御出席いただき感謝申し上げます。

本日は、高市内閣の発足後、初の規制改革推進会議ということで、規制・制度改革の今後の検討課題について御議論いただきたいと思います。

規制・制度改革により、民間投資と技術革新を促進し、企業が将来にわたって挑戦できる環境を整備することは、政府の重要な役割であります。

人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるため、国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、時代や環境の変化、

テクノロジーの進化に合わせて、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底することが必要あります。

同時にこうした取組を通じまして、安全と利便性を両立させ、誰もが安心して暮らし、挑戦できる社会を実現することが大切であります。規制改革担当大臣として、規制改革推進会議の委員の皆様とはこうした問題意識を共有した上で、今後のるべき規制・制度について議論し、検討していきたいと考えております。

本日、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきたく思いますので、精力的な御議論をどうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○林議長代理

ありがとうございました。

それでは、規制・制度改革の今後の検討課題について審議を行いたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料1「規制・制度改革の今後の検討課題（案）」につきまして、御説明させていただきます。

まず、冒頭に、基本的な考え方といたしまして、人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるため、国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせて規制の緩和・強化・明確化といった適正化も含め、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底すること、具体的に、「強い経済の実現」と「地方を伸ばし、暮らしを守る」を二本柱として取り組むこと、特に「強い経済の実現」については、民間投資と技術革新が促進され、将来にわたって挑戦できる環境が整備されることを目指し、来年夏の策定が予定されている成長戦略にも反映されるよう、日本成長戦略本部と連携して取り組むことを記載しております。

その上で、以降、先ほど申し上げた二本柱ごとに検討課題の例をまとめております。

まず、「強い経済の実現」につきましては、2ページ目にございますように、AIの社会実装の促進といたしまして、医療・法務などの分野におけるAI活用の促進について取り組んでまいります。また、労働時間法制に係る政策対応の在り方につきましては、先般の経済対策にも明記されておりますように、働き方改革関連法施行後5年の総点検といたしまして、実態把握が実施されることとなっておりますので、その調査結果も踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。そのほか、農地の大区画化やスマート農業の促進、また、3ページ目になりますけれども、医療等データの利活用の促進や、スタートアップへの投資促進・成長促進、ドローンといった新技術の社会実装などについても取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「地方を伸ばし、暮らしを守る」についてでございますけれども、まず

は4ページにございますように、地方が持つ伸び代を活用するため、所有者不明土地の探索を法務局が無償で行う仕組みの活用促進や、「ほこみち制度」の改善を通じた魅力ある都市空間の形成などにつきまして、取り組んでまいりたいと考えております。また、暮らしの安全を確保するため、鳥獣対策としてICTなどを活用し遠隔監視が担保された場合の「わな」の見回りの要件緩和や、自転車防犯登録のデジタル化などにつきましても、取り組んでまいります。そのほか、外国人との秩序ある共生社会の推進や、5ページ目になりますけれども、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直し、地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化、全国における移動の足不足の解消などについても取り組んでまいります。

また、お手元の資料2におきましては、日本成長戦略本部と規制改革推進会議の連携についてお示ししております。来年夏までの先行的な対応といたしまして、成長戦略に資する規制・制度改革について議論し、日本成長戦略本部などにおける検討に反映していくこと、また、来年夏以降におきましては、日本成長戦略の内容も踏まえ、成長戦略に資する新たな議論を行うことなどを記載しております。

なお、お手元に資料3といたしまして、先ほど御説明申し上げた検討課題についての議論や日本成長戦略本部との連携を進めていくに当たり、会議の進め方をまとめております。

事務局からの説明は以上でございます。

○林議長代理

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。短時間となり恐縮ですが、各2分程度でお願いいたします。

最初に、オンラインで御出席の富山議長代理、よろしくお願ひいたします。

○富山議長代理

ありがとうございます。まずは城内大臣、しばし御無沙汰でございます。大変御活躍を嬉しく思っております。

昨日、実は本日御欠席の富田議長に相談しまして、私からは、2人分の話をまとめてお話しさせていただきたいと思います。

一つ目は、今、事務局からあった強い経済と、それから地方の話を連動的に促進するような規制改革を進めていくことに関しては、100%賛同ということをお伝えくださいということでありました。

その上で、もう一つブレークダウンしていくと、まず、投資の部分なのですが、投資を妨げている要因は何なのか。冒頭、城内大臣からもありましたけれども、そこを突いていくことはすごく大事で、例えば、これは前期で随分頑張ったのれんの議論などがまさにそれです。

それから、今はコーポレートガバナンス改革のところも、いろいろな見直しがかかっ

ているところで、せっかく稼いでたまつたお金が要はなかなか使われない、あるいは割と比較的安易に株主還元に回ってしまうという問題が起きて、これを日本経済の未来のために投資していかなくてはいけないので、そのためにどういったことができるかということを考えていきたいという話をお互にしております。

それから、働き方のところも、実は投資にすごく関連するので、ここも是非とも進めていきたいと、もっと働き改革にしようという話です。

それから、地方の議論とちょっと絡むのですが、当然、投資というのはイノベーションの成長の原動力なのですが、イノベーションというのを巡る上で、やはりAIの問題がすごく大きく、日本は人手不足なので実はすごく実装しやすい環境にあります。ところが、実装しようとすると、いろいろな規制の壁、あるいは規制を強くしなくてはいけないところもあるので、それをどのように運動すべきかということはすごく大きな課題であり、せっかく今はものすごく実装しやすい社会環境にあるので、これはすごいチャンスです。実際、これは特にフィジカルAIなどもそうなのですが、私もAI推進会議の議論に出ていましたけれども、PoCのデータというのは限界があって、社会実装してデータを食わせることが急激に技術を進歩させるので、そういうものを妨げているところを克服していくというのが、規制改革推進会議の非常に重要な使命だと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○林議長代理

ありがとうございました。

次に、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員

慶應義塾大学の芦澤です。専門は戦略論、その中でも特にスタートアップ・エコシステムの研究に力を入れています。

私が規制改革推進会議の委員として心掛けてきたことは、規制改革推進会議は日本を前に進める官邸チームの一員であるということです。そして、規制改革は国の戦略を実現するための重要な手段であるということです。その意味では、10月に高市内閣が発足して以降、強い経済実現のための17の戦略分野が明示されましたので、規制改革推進会議はそれを力強く後押ししていくべきと考えています。

例えば、私が所属しているGX・サステナビリティサブワーキング・グループでは、ペロブスカイトの事業化に当たり、規制面で事業化スピードと予見性を高める論点はあるかということを、事業者から要請される前にこちらで抽出作業をしましょうということをやっております。このほかでも、17の戦略分野の中でも特に重点的かつ事業化手前の分野を見極めて、要望を受ける前に先立って規制改革がその事業推進に役割を果たすべきと考えております。

8つの分野横断的課題については、私は日本成長戦略本部のスタートアップ政策推進

分科会の構成員を先ほど拝命いたしました。また、規制改革推進会議ではスタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループに所属しています。この両者の連携において、グローバル規模の高さを出すスタートアップ輩出の規制改革に取り組んでまいりたいと思っています。具体的には、非上場株式の発行・流通の活性化や、独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直しがあります。そして、富山委員からお話をありましたけれども、M&Aを後押しするためのれん会計の改正、これは引き続き力強いフォローアップが必要と考えております。

高市総理、それから木原官房長官、城内大臣、皆様の御支援をどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○林議長代理

ありがとうございます。

次に、川邊委員、お願ひいたします。

○川邊委員

規制改革は、緩和と強化の両輪だと考えております。違法は一掃、適法は後押しする。この原則を貫いて、公正な競争条件とデジタル化により、日本を強くする改革を定着させると確信をしております。

まず、第一に、移動のところです。自家用車活用事業は解禁から1年半経ちました。制度的にもかなり馴染みつつあると思いますけれども、特に繁忙期と地方で本当に足りているのかという点を数字で点検しながら、足りていない地域に関しては迷わず広げるべきだと考えています。その上で、安心・安全は当然として、担い手の幅や業務委託ドライバー採用の柔軟性も含めて、ライドシェアの議論を後退させないでいただきたいと思います。また、今こそ白タクを放置しないという姿勢が重要なと考えております。

第二に、デジタル赤字と安全保障です。デジタル赤字がどんどん拡大していっていますけれども、今出てきているAIまで海外依存のままでは危ういと思っておりませんので、いわゆる国産AIの活用を官民で一気に進めるべきと考えています。そのための障壁というものは総点検をした上でどんどん取り除いていくべきだと思います。あわせて、AIが活用するパーソナルデータに関しては、守るだけでは前に進みませんので、保護と利活用の両立て、AI時代の目線でルールを整理していく必要があります。

第三に、クマ被害対策です。私も実は地元の館山でハンターとして害獣駆除隊にも入っているのですけれども、捕獲を強化するなら現場のハンターの協力が大前提になります。手当の見直しや必要な機材は国がしっかりと支えるべきです。また、出没情報に関しては、自治体だけではなく民間も巻き込んで共有を速くすることが重要と考えております。

そのほか、再エネの適地利用や乱開発の抑止、外国人土地取引も含めた重要土地の所有構造の透明化、マイナ保険証を基盤とする医療DXの推進などについては、政府の取

組を後押ししてまいりたいと考えております。

これらはいずれにしてもエビデンスに基づく厳正な運用が鍵と思っております。これもデジタル化していればエビデンスが取れますので、デジタル化が結局は重要ということだと思っています。国民が実感できる安心・安全につなげていただければと思います。

私からは以上となります。

○林議長代理

ありがとうございました。

次に、杉本委員、お願ひいたします。

○杉本委員

日本大学の杉本純子と申します。本日、喉を痛めてしまっております、お聞き苦しく、大変申し訳ございません。

私はデジタル・A I ワーキング・グループと健康・医療・介護ワーキング・グループにおいて議論に参加させていただいております。事務局より先ほど御説明がありましたように、今後の検討課題としてA I の社会実装の促進が挙げられておりますが、私からは、法律学を専門としている点から、特に弁護士法とA I の活用について、若干言及させていただきたく存じます。

このテーマにつきましては、既に令和4年11月にスタートアップ・イノベーションワーキング・グループにおいて議論されており、その後、法務省からも一定の見解が出されておりますが、当時よりも現在では、A I 技術、そしてそのサービスが更に進展しており、弁護士法第72条との関係において更なる議論が必要とされているところでございます。人手不足等の課題もあり、企業法務などの分野では更なる業務の効率化が求められておりますので、A I 技術の導入とその利用の拡大が必要とされているところでございます。

A I 技術の利用も含めたリーガルテックの利活用を促進するためには、弁護士法第72条の解釈を改めて整理すること、新法の制定等も見据えた規制の在り方を再検討すること、そして、例えばA I の出した結果や行為などによって何らかの損害等が発生した際のその責任の所在はどこにあるのかといったことを議論するとともに、リーガルテック等のサービスを提供する事業者に対するガバナンスの在り方についても、重要な課題として検討すべき点だと思っております。法制度や規制というものは制定当時の社会を基に作られているものですから、制定時から社会が変わり、新しい技術が生まれ、これによって生産性や効率性が向上するというのであれば、法制度や規制については、社会の変化や技術の進展に合わせて、迅速かつ柔軟に対応していくべきだと思います。そして、新しい法整備や規制を制定する場合には、これまでの古い規制下での解釈や議論等を基にしながら必要以上に慎重な規制を作るのではなく、新しい技術が将来的に更に発展していくということも見据え、時代に即した柔軟に対応し得るもののが策定されるべきだと考えております。弁護士法とA I の問題については、既に多くの検討会や研究会な

どが設置されており、議論にも既に着手されているところでございますが、私も規制改革推進会議の委員としてデジタル・A I ワーキング・グループにおいてこの課題に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○林議長代理

ありがとうございます。

次に、御手洗委員、お願ひいたします。

○御手洗委員

御手洗瑞子と申します。私は東日本大震災の後、宮城県気仙沼市で地域の文化であつた編み物を事業化して、様々な境遇の女性たちが職人として働く手編みのニットの会社を創りまして、今日に至るまで経営をいたしております。

私からは、地域の土地と海が有効かつ適切に管理・利用されるようにすべきではないかというお話を本日させていただきます。

まず一つ目の土地なのですけれども、先ほど川邊委員もおっしゃっていらっしゃいましたが、今、クマ被害が非常に大変なことになっております。人的被害だけではなく、子供たちの通学路にクマが出て、お母さんたちがその送迎のために仕事を休む、それが地域経済にも影響するという広範なダメージが出ております。これに対して政府でクマ被害対策パッケージを迅速に出していただいたことを感謝しております。ただ、引き続き大きな問題が残っております。それが所有者不明土地になります。私の自宅の近辺でもそうなのですけれども、所有者が不明であったり音信不通の土地に放置果樹というのはあるのですね。それがクマを誘引しているのですけれども、今の放置果樹の伐採支援というのは基本的に土地の所有者が申請した場合の補助かと思います。問題は、その所有者が不明のケースです。これはもう明らかに果樹が放置されてクマが来ているのですけれども、自治体も住民も何もできない。そもそも相続の時に適切に登記されなかつたなどして所有者不明になっている土地というのはクマのこの問題だけではなく、そこで空き家がどんどん老朽化していく、また、草刈りされないで野生動物が出入りするようになるなど、日頃から防犯上・防災上大きな問題になっています。これに関しては、例えば総務省では固定資産税を徴収するための台帳もあることですし、土地が適切に管理されるように法務省・総務省等で連携して対策をしていくべきではないかと考えております。

もう一つが、海の活用に関してです。2020年に漁場を適切かつ有効に利用する者に漁業権を設定するという方針で漁業法が改正されています。しかし、現場では引き続き、漁師を志して地方に移住したものの、下積みまではやらせてもらえるのだけれどもいざ漁業権を申請すると組合員審査で難航してしまって断念するとか、そういう前例が多いものですから漁師を志したけれども途中で諦めてしまうというケースが多くあります。一方で、漁業者の皆さんも高齢化したり後継者不在で、優良な漁場なのだけれども

利用されていないというケースもまた見受けられます。やはりいざよそ者が入ってくると不安であるという心情はよく理解できるところなのですけれども、そもそも現在の日本において、優良な漁場というのは限られていますから、それは適切に利用されるべきであり、そうなっていくように、政府としても政策を打っていくべきではないかと思います。土地も海も個人に所有権があつたり利用権があるものでありますけれども、同時に地域にとっても、また、国にとっても非常に大事な環境であり資源かと思いますので、人口減少かつ高齢化の局面においても適切に活用・管理・利用されるように、必要な改革をしていただけたらと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○林議長代理 ありがとうございました。

次に、佐藤委員、お願ひいたします。

○佐藤委員

健康・医療・介護ワーキング・グループの座長を務めております、一橋大学の佐藤です。よろしくお願ひいたします。

私からは3点ほど、医療関係、介護関係で申し上げたいと思います。

まず、第一に、医療情報の利活用についてです。電子カルテを含む医療情報の二次利用の促進は、がんの治療法の開発、あるいは医療提供体制の効率化、新たな成長分野としての医療の発展には欠かせません。ただ、厚生労働省をはじめ各省の御尽力もあり、利活用を進める方向にはあるのですけれども、やはりスピード感を欠いている面は否めないかと存じます。よく石橋をたたいて渡ると言いますが、ややもすると石橋を叩いて壊す結果で、利活用が進まないという事態も懸念されます。無論、機微な個人情報を含むというのが医療情報の特徴でありますので、セキュリティーは重視するとしても、複数省庁にまたがる分野でもあるので、司令塔を定め、EUなどでも医療情報に関する扱いについて特別法がありますので、そういった事例などを参考に、医療情報に係る特別法の制定も視野に一層の取組が今後求められるかと思います。

第二に、事務局からも御紹介がありましたけれども、AIの社会実装です。医療の分野では例えば医療の画像読影というのがあるのですが、お医者さんが画像を見て診断をするというところにAIが使われるようになってきています。画像診断の正確性を期すとともに医師の人手不足にも対応できるものと考えます。お医者さんがこれから足りなくなってくるとともに、都市部は良いのですけれども、地方部でお医者さんが足りなくなってくるとなると、それに代わる何かが診断を行う、画像診断などを担う必要があるわけで、AIは非常に有力な候補かと思います。ただ、オンライン診療の時もそうだったのですが、こういう新しい技術を活用するとか利用するという時には、不測の事態があるといったリスクが必ず強調されて、その実装を躊躇するという向きがあります。もちろん新しい技術であり、その効果というのが必ずしも定かではないケース、エビデンスの蓄積が十分ではないケースというのはあるのですが、むしろ実験的に採用し

て効果を事後的に検証して、必要な見直しをしていくというP D C Aサイクルと言うと分かりやすいかもしれません、ある種の試行錯誤的な取組というのが本来あって良いと思います。

第三に、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直しについてです。私も参加している厚生労働省の介護保険部会でもこの件が議論されているのですが、離島や中山間地域に加えて人口減少地域においても介護職員の配置基準の柔軟化や介護報酬の包括払いなどが検討されております。この規制改革の仕事をしていて痛感するのは、医療や介護の現場というのは多様だということです。どうしても東京を見てしまうのですが、地方の実態は全く東京とは違います。この多様な現場の実態に対して、配置基準を含む現行の規制は必ずしも現場の実態に合っていないということになるかと思います。人口減少で人手不足が慢性化する介護の現場には、その実態に即するような選択肢を現場に認めてあげるべきだと思います。配置基準の柔軟化というのはその一つです。これは柔軟化しろと言っているのではなく、柔軟化できるという選択肢を現場に与える、自治体の判断に委ねるというところがポイントかと思います。もちろんこの種のことを申し上げると、介護の質を落とさないような慎重な検討を求めるというのは必ず出てくるのですが、検討している間は現場の状況は改善しません。そもそも介護の質といつてもその質をどう測るのかという議論が実は曖昧です。そうであれば、むしろ基準を緩和して、その影響を見極めて、また次の見直しにつなげるという、A Iの社会実装でも申し上げたようなP D C Aサイクル、試行錯誤的な取組というのがあって良いと思います。あと、質についても、エビデンスに基づいて定量的・客観的なアウトカム指標を定めて、配置基準などのインプット、従来の介護報酬というのはインプットに基づいて支払われているのですが、これを変えてアウトカムに基づいた介護報酬の仕組みというのを作っていくことがあって良いかと思います。一般的に医療や介護の質という言い方をよくするのですが、あと公共サービスの質というのもよく言うのですけれども、実際は質をちゃんと測っていません。そうであれば、こういうものを契機に質の客観的な指標の構築も併せて議論することがあって良いのかと思います。

御案内のとおり私は財政が専門ですが、財政と規制は経済を動かす車の両輪だと思います。財政に対してよくワイススペンディングということを言われるのですが、効果を見極めた賢い規制というのも同様に求められるのではないかと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○林議長代理

ありがとうございました。

次に、間下委員、お願ひいたします。

○間下委員

ありがとうございます。働き方・人への投資ワーキング・グループの座長を務めておりますブイキューブの間下と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。上場してい

るスタートアップや上場前のスタートアップなども経営しながら、経済同友会の規制改革委員会の委員長など、民間側とこの会議でいろいろ規制に関するところを取り組ませていただいているところでございます。

本日は3点申し上げたいと思います。

まず、一つ目が、非常に重たい課題でもあるのですけれども、本人が選べる働き方改革をしっかりとやっていかなければいけない。昭和の高度成長期を支えました長時間がむしやらな働き方への反動として、この10年ほど日本では一律にホワイトな働き方を求めるといった流れが続いてきたと思います。これは本人の意思に反して長時間労働を強いられてきた方々にとって大変大きな前進だったと思うのですけれども、一方で、若くしてスタートアップで挑戦したいとか、誰よりも努力して成長したい、効率良く働き世界と競争したいといった前向きな意志や努力まで削いでしまっているといった側面も否めないのではないかと思います。本来、米中のスタートアップ、これはもともと中国で言っていた「996」ですね。「9時9時6日」。米国などはどちらかというとホワイトな方に一回向かったのですが、今、完全にそちらも「996」に向かっています。朝9時から夜9時まで、週6日、しのぎを削る環境の中で競争する。正直それ以上になっているところがスタートアップの世界では当たり前になっている。それにもかかわらず、日本では上場を目指した瞬間に労働管理の関係で十分に働くことができなくなるといった現実の矛盾があると感じています。これは本末転倒ということかと思います。この議論をずっとしてまいりまして、今年6月の規制改革実施計画におきまして、ようやくスタートアップの働き方調査というものが始まったところでありますが、これは、実際には、スタートアップに限らず、多くの職種だったり働き方によっては、同じような課題が出ているということは恐らく皆さんも痛感されているのではないかと思いますので、この点はしっかりと取り組んでいければと思っています。

二つ目が、のれんの定期償却の話です。先ほどから何件か出ていますけれども、私が座長をしておりますワーキング・グループとは違うワーキング・グループのテーマでございますが、最近では、私はのれんのおじさん扱いされておりまして、至るところでそういう見られ方をしていますけれども、スタートアップの議論をする時に小粒上場問題というのを皆さんもお聞きになったと思いますが、小さい規模で上場する会社が多い。それが良いかどうかというのは別の議論としても、米国のようにM&Aがもっと活発にできていれば、必ずしも小さく上場する必要はないのです。出口がそれしかない。アメリカでは結局9割がM&Aで1割がIPO、日本では8割がIPOで2割がM&Aという現状は、M&Aの市場がなかなか難しい、上手くできていないというところがあると思います。今回、東証ルールの変更、一部では100億円問題と言われていますけれども、良いか悪いかは別にして、新規上場社数は激減するのが現実だと思います。その代替としてM&Aの増加が不可欠と考えますけれども、これだけがハードルというわけではないのですが、日本独自ののれんの定期償却という制度が大きなハードルとして立ちはだ

かっているというのが現実的にあると思います。こののれんの話はややこしいので省きますけれども、会計的にこののれんの償却が良いか悪いかというのはまさに神学論争でございまして、私個人はどちらも正しいと思っています。ただ、米国会計基準にも、国際会計基準にも、世界のどこの会計基準にも基本的には存在していないこののれんの償却というものは、日本の完全なガラパゴスです。これが日本企業の成長を阻害しているということは経済的に見れば明らかであると言えると思います。日本には実際に活動している法人企業が約490万社ほどあるようありますけれども、一方、米国では雇用者を持つ法人企業だけでも610万社しかありません。GDPは5倍あります。昨今はM&Aの重要性が強く言われるようになりましたが、M&Aの業界の問題などもありますので、ある面の規制強化みたいなものもM&Aの業界はしないといけないという部分もあると思いますが、こののれん償却の問題はスタートアップに限らず日本経済全体の競争力の問題として世界と足並みを揃える改革が急務だと考えています。会計基準に関しては、経済の行方を大きく左右させます。今年6月の規制改革実施計画のフォローアップをしっかりと行なうけれども、加えて、強い経済を作る観点から、是非、政治のリーダーシップによる後押しもお願いしたいと思っております。

最後の三つ目が、外国人材の活用でございます。人手不足が慢性化する中、日本を選んでもらえる国にする必要があると思っています。私もシンガポールにいることがかなり多いのですけれども、職種ごとの需要を見直して外国人材が安心して働く環境を整えると同時に、教育や管理を徹底して地域社会との共生を図ることが不可欠ではないかと思っています。在留資格の改善もそうですけれども、手続の改善、そしてどう教育していくかの進化・充実、そして問題がある場合には毅然とした対応を取ることも含めて、バランスの取れた議論をしていければと思っています。

人への投資を軸にしまして、まだ多くの改革課題がございます。また、今までに決めたものも現場で骨抜きになるケースはどうしても常にありますため、そこもしっかりとフォローアップをしていきたいと思っておりますけれども、国民の一体感が生まれつつある今、現政権の下、経済界の力も活かしながら、実行力のある改革に貢献してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○林議長代理

ありがとうございました。

次に、落合委員、お願ひいたします。

○落合委員

ありがとうございます。スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループとGX・サステナビリティサブワーキング・グループの座長をしております、渥美坂井法律事務所の落合と申します。本日は高市総理、木原官房長官、城内大臣に御出席いただき、規制改革推進会議が開かれ、今後、規制改革の議論を進められるということを大

変心強く思っております。また、事務局の皆様の精力的な御準備に感謝を申し上げたいと思います。

私からは4点ほど申し上げたいと思います。

第一は、スタートアップについてです。スタートアップにつきましては、特に日本成長戦略会議との連携も重要になってまいりますが、芦澤委員や間下委員も指摘された背が高いグローバルスタートアップのエコシステムを作るためには、スタートアップに関する資金調達であったり、M&Aのエグジットが重要になってまいります。経済対策でも取り扱われている届出免除基準やのれん、また、P D C Aでの政策評価をお願いしている非上場株式の流通などについても、今後、取組の実効性を確認しながら、状況によって更なる見直しにつなげるということも重要なと考えております。

第二としましては、産業競争力強化のために、この供給制約のある社会での経営資源の集約であったり、働く従業員へのインセンティブの付与ということを念頭に置いて、株式対価M&A、実質株主確認制度、株式無償交付といったテーマについて、会社法や特別法での法整備といったことが必要になりますし、また、独占禁止法においても出資等の規制、共同行為の整理などが必要になってくると考えております。

第三といたしまして、A Iの社会実装についてです。富山議長代理もおっしゃられておりましたが、フィジカルA Iなどにより生産性向上につなげるということが重要でありますし、そこから産業育成をしていくということは重要です。とりわけA Iロボットが自律的に動けるような環境を念頭に置いた議論が重要だと思います。場合によりA Iが人よりも優位である場面というのも法制度の中で認めていくということも必要になってくると思います。こういった状況を念頭に置きながら、規制や責任制度、A I開発の基礎となる個人・非個人のデータの利活用法制の整備を進めつつ、性能規定化した規制を更に国際的な技術標準化していくという取組と併せて整備していくことで、国際競争力にもつなげていくということが重要なと考えております。

最後の第四点といたしまして、G X・サステナビリティーにおけるペロブスカイトのテーマや、先般ワーキング・グループを開催いたしましたV T O L型のドローンといった先端分野においても、依然、日本の産業競争力・技術力が国際的にチャンスのある領域というのがまだあると思っております。こういった重点的な分野につきましては、特に世界最先端の環境を整備し、産業の成長戦略につなげていくということが非常に重要なと考えております。

私の意見は以上でございます。

○林議長代理

ありがとうございました。

次に、中室委員、お願ひいたします。

○中室委員

ありがとうございます。私の方ではデジタル・A Iワーキング・グループの座長を務

めさせていただきましたので、これまでの議論を踏まえて今後の規制・制度改革の方向性について御意見を申し上げたいと思います。

もう周知のことではございますが、我が国は人口減少と高齢化による構造的な供給制約の時代に入っております。最近のAIの進歩は凄まじいものでございまして、私も大学において、日に日に状況が変わっていくと感じております。こうした状況下では、AIやデジタル技術というのを例外的に使うということではなく、原則的に使うというふうに、最初から制度や規制に組み込んで設計するということが不可欠であると考えております。こうした考え方に基づいて、AI・デジタルワーキング・グループでは主に三つの柱で今後議論を進めていく必要があるだろうと考えております。

第一には、AI・デジタル時代に適合しない規制や慣行を徹底的に見直していくということかと思います。対面・書面・押印を原則とした規制や人的確認を必要とする運用、アナログ的なプロセスを原則とした監督・検査の在り方などについて、AI・デジタルを活用した代替手段が存在するにもかかわらず、規制や制度側がそれを許容していないというケースがワーキング・グループの議論の中でも多数確認されました。ワーキング・グループでは人がやっているから安全で信頼できるということではなく、何をもって信頼できるのか、安全と判断するのか、あるいは許容していくのかということを明確にすることこそ重要であるという考え方を共有してきたところでございます。

第二には、データ連携と認証、ガバナンスの問題でございます。特に教育や健康、行政手続などの分野では、データが所管によって分断され、本人確認や利用権限の不明確さがAI・デジタル活用の阻害要因になっていると言われてまいりました。先ほどまで参加しておりましたデジタル行政改革会議でも、この点は複数の委員が指摘されたところかと思います。私も、この後、日本成長戦略会議のデジタル・サイバーセキュリティワーキンググループにも参加させていただきますので、そこで成長戦略及び規制改革をセットにしてこの問題に引き続き取り組んでいきたいと考えておりますが、分野横断的な認証基盤や、データの標準化、仮名化・匿名化を前提とした二次利用の仕組み、そして責任の所在を明確にするガバナンスを実現できるようにしていく必要があるだろうと考えております。

最後に、AI・デジタルの社会実装を阻む不確実性という問題でございます。これもワーキング・グループで再三議論になったのですが、事業者の側からAI活用をする際にどこまで許されるのか分からず、後から問題視されるのではないかという不安が現場や民間投資を躊躇・萎縮させているということを何度も感じさせる場面がございました。このような変化の激しい時代でございますから、禁止事項を並べるということではなく、その手段が安全で信頼できるのかということを実証を通じて段階的に確認し、制度をアップデートするということが必要であろうと考えております。また、場合によつては官だけが規制や制度を設計し明確化していくだけではなく、官民が協調して民間でも自主的な規制やガイドラインを考えるアプローチも有効ではないかと考えて

おります。

規制・制度改革は、先ほど川邊委員もおっしゃったとおり単に規制を緩めることだけではないと思います。現実の制約条件に合わせて規制や制度を再設計するということが重要でございますので、デジタル・A I ワーキング・グループでは今後も技術・制度・ガバナンスを一体で見直す改革を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○林議長代理

ありがとうございました。

最後に、委員としての私から一言意見を述べさせていただきます。議長代理及び地域活性化ワーキング・グループの座長を務めております弁護士の林いづみと申します。

高市総理、総理御就任おめでとうございます。私は日本で最初の女性総理が高市総理で良かったと心から思っている多くの女性の一人であります。実際に高市総理が御就任以来、日本社会が明るくなつたと感じております。どうぞ健康に御自愛いただきまして、在任記録最長を目指していただきたいと思います。

さて、規制改革はアベノミクス三本の矢、成長戦略の一丁目一番地と位置付けられていました。岩盤規制の壁に苦しむこともありましたが、安倍総理は明るく笑いながら、私はしつこいですからねと、私たちを励ましてくださったことが思い出されます。日本全国の地域で人口減少・高齢化がますます進んでおりまして、私の担当している地域活性化ワーキング・グループで扱っている農地の大型化や移動の足不足などの解決は待ったなしでございます。サナエノミクスの大胆な危機管理投資、成長投資の効果を上げるために、A Iなどのイノベーションを活用した大胆な規制改革が必要であると思います。

また、規制改革と言うと国民の方々にとって遠くの話のように思われるかもしれません、これまでも規制改革推進会議では様々な分野のローカルルールや既存のルールを利用者目線で見直す議論をしてまいりました。身近なところに見直すべきことはまだまだあると思います。高市総理も様々な場面で気付かれることがあるかもしれません。私は国民の方々にとって身近な規制改革に取り組むことも必要であり、やっていきたいと思っております。

私たち規制改革推進会議は、委員、事務局一丸となって、事務局の方には健康にも留意していただきながらですが、働いて働きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、委員の皆様から様々な御意見を頂きました。大変ありがとうございました。委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、資料にございますように来年春を目途に答申を取りまとめられるよう、今後の検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、高市総理から御発言を頂きます。

ここでプレスが入室いたします。

(報道関係者入室)

○林議長代理

それでは、高市総理、よろしくお願ひいたします。

○高市内閣総理大臣

林先生を始め、委員の皆様ありがとうございました。人口減少・少子高齢化の課題といったお話も出ましたけれども、これを克服して、日本経済の成長と、それから地方の活性化につなげるために、絶え間ない規制改革というのは重要だと考えております。

その中心的な役割を担うのが、まさに規制改革推進会議の委員の皆様方でございます。高市内閣では、国民の皆様の今の暮らしや未来への不安を安心や希望に変えていくということ、そして強い経済を作つて日本列島全体を強く豊かにしていくということ、これを発信しております。そういう観点から「強い経済の実現」、それからもう一つは「地方を伸ばし、暮らしを守る」というこの二本柱で必要となる規制・制度改革を強力に進めていただくように、まずお願いをいたします。

このため、医師による画像読影におけるAIの活用や、AIのそういった社会実装をどう進めていくか、農地の大区画化や植物工場の促進に関する規制の在り方をどうするか、生産性の高い柔軟な働き方の促進、そして医療とデータの利活用の促進、それから地域の事情に応じた介護サービスの提供体制の見直しを含めてですね、様々な検討課題について、スピード感を持って具体的な審議を進めていただいて、来年夏には規制改革実施計画を策定する予定でございますので、その前に答申をお取りまとめいただきたいと思います。可能なものにつきましては、中間的な成果を早急にお取りまとめいただきたいと考えております。

労働時間法制の問題もございますので、働き方改革関連法、この施行から5年を経過したので、その施行の状況ですとか、労働時間の動向を勘案しながら検討しなくてはいけませんので、是非、日本成長戦略本部とも連携しながら、現在の労働時間法制の運用や実態に関する業種・会社規模ごとの状況についての調査ですとか、労働者の現場のお声も踏まえながら、生産性の高い柔軟な働き方の推進につながるように、これも制度の在り方について、是非、御検討をお願いしたいと思っております。

大変お世話になりますけれども、とても大切な規制改革でございますので、生活者の視点に対して身近なところから、とても大事な御指摘だと思いますので、どうか御尽力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。

○林議長代理

ありがとうございました。

それでは、プレスの方は退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○林議長代理

本日の議事は以上でございます。どうもありがとうございました。

(以 上)